

指定保税地域の追加指定及び一部取消しに関する公告

関税法第37条第5項の規定に基づき、舞鶴港指定保税地域について、下記のとおり追加指定及び一部取消しを行ったので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年6月19日

大阪税関長 高木 隆

記

1. 指定保税地域の追加指定の対象

(1) 建設物

【舞鶴国際ふ頭】

名 称：コンテナフレートステーション2

所在地：京都府舞鶴市字下安久 舞鶴国際ふ頭内

構 造：鉄骨造平屋建

面 積：2, 030. 00 平方メートル

(2) 追加指定年月日：令和元年6月30日

2. 指定保税地域の一部取消しの対象

(1) 建設物

【第2ふ頭】

名 称：京都府甲種上屋

所在地：京都府舞鶴市字松陰

構 造：鉄骨造平屋建

面 積：1, 200. 00 平方メートル

(2) 一部取消し年月日：令和元年6月30日